

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会



農林水産省

外食・食文化課

日本の食品ロスの状況（令和3年度推計）



日本の「食品ロス量」 約523万トン



事業系

約279万トン



家庭系

約244万トン



国民1人当たり食品ロス量

1日 約114g

※ 茶碗約1杯（約150g）のご飯の量に近い量

年間 約42kg

※ 年間1人当たりの米の消費量（約51kg）に近い量



資料：総務省人口推計(2021年10月1日)
令和2年度食料需給表（確定値）

事業系食品ロス削減に関する目標

【目標】 2000年度比（547万トン）で、2030年度までに半減させる（273万トン）

※食品リサイクル法の基本方針(2019年7月)、食品ロス削減推進法の基本方針(2020年3月)において設定。

※起点となる2000年度は、食品リサイクル法成立の年度

【目標達成に向けた考え方】

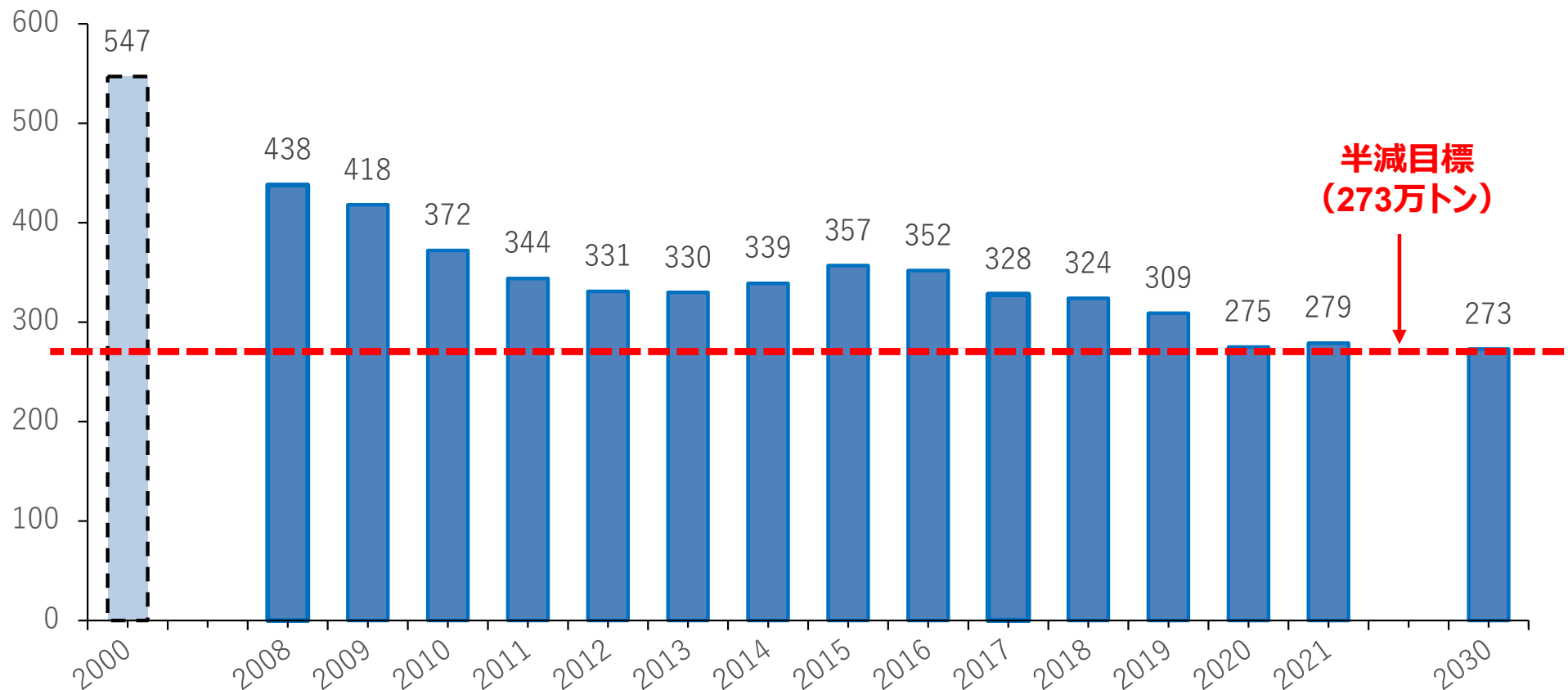
異業種との協働による取組や消費者も一体となった更なる機運醸成や行動変革等、様々なステークホルダーとの連携が必須であり、これをなくして本目標の達成は困難。

(参考) 家庭系食品ロス

事業系と同様に、2000年度比で2030年度までに半減させる目標を設定

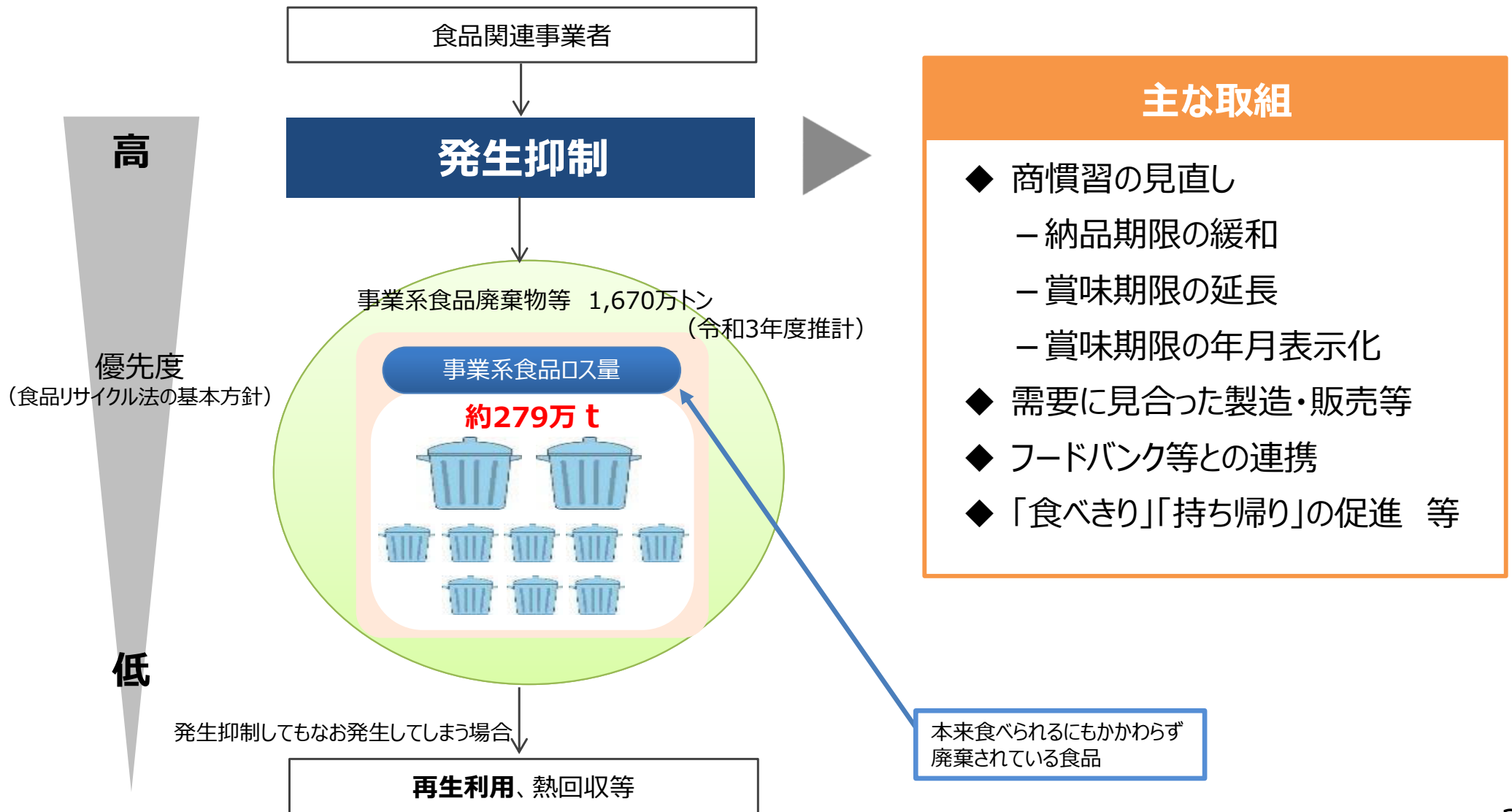
(※「第四次循環型社会形成推進基本計画」において設定(2018年6月))

事業系食品ロス量（万トン）



食品ロス削減に向けた基本的な考え方と取組

- 食品リサイクル法の基本方針では、**食品廃棄物等の発生抑制（フードバンクへの寄附等を含む）が最優先**
- 食品廃棄物の発生抑制、食品ロス削減に向けては、商慣習の見直しなど、消費者を含む**フードチェーン全体での取組が重要**。



食品産業・消費者等の役割



食品産業・消費者・行政が食品廃棄物の発生抑制の意義を理解し、食品ロス削減に向けた行動をとることが必要。このため、それぞれの役割を果たしながら協調していくことが重要。

	製造	卸売	小売	外食	消費者	国等
商慣習の見直し	✓ 賞味期限の 年月表示化 ✓ 賞味期限の 延長 (安全係数見直し、 技術開発等)	✓ 納品期限の緩和（1 / 3 ルール、短いリードタイム等）			✓ 期限表示の 適正理解 ✓ 人や社会、地球環境に配慮した製品を選んで消費する「エシカル消費」の実践 ✓ 発生抑制、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者を積極利用 ✓ てまえどり、食べきり、持ち帰りの実践	✓ 発生抑制、食品ロス削減の意義について周知徹底、普及啓発 ✓ 取組の支援、取組事例の共有、横展開の促進 ✓ 実態調査、検討 ✓ 関係者の連携体制の構築 など
需要に見合った製造、販売等	✓ 小容量化等	✓ 中身に問題なければ包装等のキズ・汚れを許容 ✓ 小容量化等				
	✓ 販売方法等の工夫（値引き、予約販売、受注生産、端材の有効活用等）					
	✓ 需要予測の高度化					
フードバンク等との連携	✓ フードバンクへの寄附、フードシェアリングの活用等					
	✓ 食品ロス削減等の取組の促進 (寄附に係る税制の活用、食品廃棄量・フードバンクへの寄附量の開示等)					
「食べきり」「持ち帰り」の促進 等			✓ てまえどり、食べきり、持ち帰りの促進			

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会（趣旨・目的）



政府の動き等

農林水産省では、制定から約20年が経過した食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討を実施中。その方向性を示す、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定。

【食料・農業・農村政策の新たな展開方向（抜粋）】

（令和5年6月2日付食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定、本部長：総理）

2 食料の安定供給の確保

（8）食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

食品ロスの削減に向けては、製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等の商慣習の見直しとともに、食品廃棄量の情報に加えて、フードバンクへの寄附量の開示を促進するなど、食品事業者の取組を促進する。

【参考】

- 「新たな展開」方向では、「円滑な食品アクセスの確保」の観点からも、「2024年問題」などのトラックドライバーの人手不足の深刻化を踏まえ、物流の生産性向上に向けた商慣行の見直しの必要性も明記されている。

開催の目的

- 食品廃棄物等の発生抑制、食品ロス削減を効果的に進めるためには、**食品業界・消費者・行政で協調し、取り組むことが必須**。
- 取組を進める上での**課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減の更なる推進**を図る。

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会の構成

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会

事務局：農林水産省



オブザーバー：消費者庁、環境省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、地方農政局等

※フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト (FSP)

(一社) 日本課加工食品卸協会、小売3団体 ((一社) 日本スーパーマーケット協会、(一社) 全国スーパーマーケット協会、オール日本スーパーマーケット協会)、

食品物流未来推進会議 (SBM)：味の素 (株)、カゴメ (株)、キッコーマン食品 (株)、キューピー (株)、日清オイリオグループ (株)、(株) 日清製粉ウェルナ、ハウス食品グループ (株)、(株) Mizkan

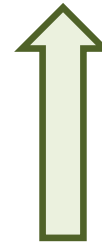
情報連絡会と商慣習検討ワーキングチームの関係性について



食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会

- 食品ロスの一層の削減に向けて、**行政・食品業界・消費者で協調**して、取り組むために新たに設置
- 商慣習の見直しに取り組む上での**課題や問題点、その解決策等**について、**相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減を推進**

情報連絡会で出された課題や
問題点を調査・分析等



調査・分析等の結果をフィードバック

食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム

- 食品関連事業者や有識者等を構成メンバーとし、商慣習の見直しの検討を実施
- 令和5年度は、「日配品の商慣習に関する検討会」と「加工食品の商慣習に関する検討会」をそれぞれ設置し、検討会を実施

【令和5年度構成メンバー】

食品製造業
(14社・団体)

食品卸売業
(4社)

食品小売業
(8社・団体)

有識者等

今後の進め方（案）



回ごとにテーマを決めて、取組事例等を発表。関係者でテーマごとの課題等を共有、課題解決に向けた意見交換を実施。この取組は中央の取組に留まらず、地方の取組についても取り上げる予定。

第 1 回	2023年10月31日（火） ● 食品関連事業者各社の取組報告（商慣習の見直し） （ 昨年 9 月の野村前大臣メッセージ「期限内食品はすべて消費者へ」の取組*を中心に報告 * 納品期限の緩和、賞味期限の安全係数、「年月」表示等 ） ● 商慣習の見直しに係る取組の拡大に向けた意見交換
第 2 回	2024年 3 月（予定） ● 食品関連事業者各社の取組報告（フードバンク活動） ● 未利用食品の有効活用に係る取組の拡大に向けた意見交換
第 3 回 〜	以降、半年に 1 回程度の頻度で開催

【今後想定されるテーマ】

商慣習の見直し、フードバンクへの寄附に係る税制（損金算入）の活用、フードバンク団体への寄附量の開示、持ち帰り（モッテコ等）の推進、持ち帰りのためのガイドライン等

期限内食品ロス最小化対策の強化に関する大臣メッセージ（参考）



食品製造流通事業者の皆様へ

期限内食品はすべて消費者へ

食品原材料価格が高騰する中、コストの削減と値上げ幅の緩和を図っていくためには、期限内食品を消費者に売り切っていくこと、またあわせて、それでも発生する期限内食品を生活困窮者に寄附していくことが社会全体で強く求められています。これらはいずれも食品ロスの削減にも貢献するものであります。

これを進めるためには、「期限内食品はすべて消費者に届ける」との思いの下、川上から川下までの関係者が、共に取り組んでいくことが不可欠です。社会経済環境が厳しい中、食品の安定供給を担う農林水産大臣として、改めて、納品期限の緩和をはじめとする以下の取組を徹底し、また、拡大していただくようお願い申し上げます。

（食品小売・卸売事業者の皆様へ）

- ① 納品業者に対して厳しい納品期限を求めていますか。
未だに3分の1ルールをとっている場合は直ぐに緩和してください。

（食品製造事業者の皆様へ）

- ② 賞味期限の安全係数を過度に低く設定していませんか。
安全係数は0.8以上を目安としてください。
- ③ 賞味期限が3カ月を超えるものを「年月日」の表示にいませんか。「年月」の大括り表示にしてください。

（全ての食品製造流通事業者の皆様へ）

- ④ 期限内であるにもかかわらず消費者への販売に至らない食品は、フードバンクや子ども食堂に寄附してください。提供に要する費用は損金算入もできます。
- ⑤ 有価証券報告書・統合報告書において、フードバンクへの寄附等食品ロス削減に関するそれぞれの取組を世の中に向けて発信してください。

令和4年9月29日
農林水産大臣 野村哲郎